

高崎商業高校定時制の生徒心得

1 「授業を大切にす」に向けて

- ①チャイムが鳴り、教科担任が教室に入ったとき、その教室に不在な生徒は遅刻とする。特に、15分を超えて遅刻すると欠席扱いとなる。
- ②授業・学校行事は、授業時数の3分の2以上出席しないと進級できない。
- ③**未修得科目が3科目以上あると、進級できない。**
- ④決められた座席で授業を受けること。従わないと普段点で減点となる。
- ⑤机の上に、授業に関係のないものは置かない。ペットボトル等もカバンに入れる。

2 「問題行動の防止」に向けて

- ①級友を大切にし、仲間はずれを作らない。
- ②20歳未満の飲酒・喫煙は認めない。
- ③SNS等で他人を誹謗中傷しない。
- ④暴走族・チーマーと関係を持たない。

3 「スマートフォン等」について

スマートフォン等を学校に持ち込んでもよいが授業中は電源を切ってカバンに入れる。
※授業中、トイレに行く場合はスマートフォン等を教室に置く。

<高商スマホ利用ルール>

「私」とスマホ うまく付き合えていますか？

SNS 「その投稿、ちょっと待って！」

①だれかを傷つけるかも 知れません ②自分がしたことの責任 だれが取る？

ながらスマホ 「ながらスマホでトラブル発生！」

①小さなことが 大きな事故に ②いま使うべきか 意識しよう

スマホ依存 「スマホ依存になってない？」

①いつもと違う1日 すごしてみよう ②課金の額 見直してみても

ひとりひとり 考えてみよう！

4 「交通運転免許の取得・交通用具を使用して通学」について

- ①自転車は特別な許可はいらない。ただし通学用自転車には「高商ステッカー」を貼る。
- ②運転免許（バイク・自動車）を取得するときは必ず事前に届けを出す。
- ③通学に許可される車両は普通乗用車・原付バイクのみで両方とも事前に許可を受ける。

<1年生に対する条件>

※1年生は高校生活に対して不慣れであり、また、中学時代と比較して学校生活の時間帯が異なるため特に下記のような条件が付きまます。

- ①交通事故防止のため、原付バイクの通学許可については、申請者の学校生活を勘案し、かつ、一定期間（1学期程度）経過後、個々に許可する。
- ②入学前に運転免許を取得しており、かつ就業し、仕事終了後通学に支障がある場合には、別個に協議して許可する。
ただし合格発表後許可なく免許を取得した生徒は許可しない。

5 いじめについて

いじめは『しない・させない・許さない』絶対

6 その他

- ①他のクラスには入らない。用事がある場合は廊下で話す。
- ②職員室での生徒のマナーについては節度ある言動に心がける。
- ③再三授業中にスマートフォン等を使用したり、教師の指示に従わない場合は担任が預かり、放課後に返却する。